

**フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の
目指す方向性に関する調査事業委託業務 企画提案説明書**

1 業務概要

(1) 委託事業名

2020年度 フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から 2021年3月15日（月）

(4) 発注者

一般社団法人北海道食産業総合振興機構

2 プロポーザル参加者の要件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有し、月2回程度委託者である一般社団法人北海道食産業総合振興機構との協議に業務担当者が参加できる体制を持つ法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

- ア 業務を遂行する上で必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
- イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。

(2) 企画提案内容

ア フード特区の成果についての評価

次の(ア)～(ウ)について、基本的な考え方と具体的なとりまとめ方法が示されているか。

(ア) 目的に対する評価

- ・研究開発拠点、輸出拠点に対する評価等

(イ) フード特区の実績評価

- ・目標の達成状況に関する評価（新型コロナウイルスの影響を含む）
- ・優遇制度の活用とその効果・影響
- ・フード特区の活動実績に対する評価

(ウ) フード特区の総合評価（内閣府）等の分析

- ・特区の目標に対する評価
- ・他の国際戦略総合特区の成果例との比較
- ・関係機関及び企業等からの評価

イ 北海道及びフード特区エリア内における食関連産業の現状・課題・問題点（新型コロナウイルス禍の影響、規制・制度を含む）の調査

次の(ア)～(エ)について、基本的な考え方と具体的なとりまとめ方法が示されているか。

(ア) 一次産業（農業・水産業）の現状・課題等

(イ) 研究開発、高付加価値化に向けた取組の現状・課題等

(ウ) 食品製造業の現状・課題等

(エ) 販路拡大（輸出）の現状・課題等（輸出が増えない要因等）

ウ 実施報告書の作成

- ・編成方針は適切か。また、分かりやすい記述・構成や図表・データを使用するなどの工夫が期待できるか。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局

一般社団法人北海道食産業総合振興機構

担当：企画総務部 吉田、久安

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 札幌MNビル 8 階

電話 011-200-7000

F A X 011-200-7005

(2) 参加表明書

- ・提出期限 2020年11月18日（水）17:00（必着）
- ・提出場所 4（1）の担当部局に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

(3) 企画提案書

- ・提出期限 2020年11月26日（木）17:00（必着）
- ・提出場所 4（1）の担当部局に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

5 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務企画提案書作成要領」（以下「企画提案書作成要領」という。）を参照のこと。

6 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に基づき審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

7 委託契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

公募型プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者を選定する。

8 契約書及び仕様書

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

本事業に関する著作権その他の権利は、全て一般社団法人北海道食産業総合振興機構に帰属するものとする。

ただし、成果物及び構成素材において、受託者又は第三者が著作権その他の権利を有する場合で、権利移転ができないものについてはその限りではない。

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - カ ヒアリングに参加しなかった場合。
- (4) 企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (5) 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (10) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。